

# 知っていますか？ 子ども基本条例

近年、子どもの虐待など、子どもに関わる問題が深刻化する中で、子どもの育ちや子育て支援施策を自治体でどのように実施していくのかが問われる時代になってきました。市は、市内に住む全ての子どもの権利を保障することで、子どもたちが自分らしく安心して生活し、健やかに成長していくことができるよう、「市子ども基本条例」を平成24年4月から施行しています。

■問い合わせ先 子ども育成課 ☎(36)1214

## 宗像市には「子ども基本条例」があります

子どもの健やかな成長は、全ての大人の願いだと思いますが、時には「子どもの権利」について、間違った理解をしたまま大人の尺度で子どもを判断し、それが結果として、子どもの可能性を摘み取ってしまう恐れがあります。「子どもの権利」について正しく理解し、将来にわたって引き継いでいくために、「条例」という形で市民全員が共有する必要があります。

子ども基本条例をベースに、市民全員が子どもに関心を持ち、子どもの育ちを見守り、教え導いていくことで、子どもが自主性や社会性を身に付け、明日の宗像、広くは明日の日本・世界を担う自立し良識ある大人へと成長していく。これが「子ども基本条例」が目指す「子どもにやさしいまち むなかた」であり、子どもの育成を通じた市の人づくり・まちづくりです。

## 子どもの権利と子どもの役割

「子どもの権利」は、平和で安全な環境の下で「安心して生きる権利」、人としての個性が尊重され、子どもであるというだけで不当な扱いを受けないなど「自分らしく生きる権利」、教育を受けたり、遊んだりすることで「豊かに育つ権利」、自ら社会に参加し「意見を表明する権利」など、どれをとっても当然に子どもに保障される権利です。子どもが大人へと成長するために必要不可欠なものとして、生まれながらにして認められる権利であり、義務や責任を果たすことを条件に認められるものではありません。

しかし、全ての権利が無制限に認められるものでもありません。子どもは自分の権利を行使するときは、他の人にも同じように権利があり、その権利を侵害してはならないということを考えなければなりません。他にも、家庭や社会のルールを守り、他の人に迷惑をかけないように規範意識を身に付ける必要があります。

こうしたことは、子どもが正しく権利を行使するために身に付けなければならない「子どもの役割」として、子ども基本条例に定められています。

## 学校でも子どもの権利を学んでいます！

市子ども基本条例では、「子どもの権利」について関心と理解を深めるため、11月20日を「子どもの権利の日」と定めています。

市内の小・中学校では、子どもの権利の日がある11月に、子ども基本条例や「子どもの権利」をテーマとした授業を実施。市子ども基本条例のパンフレットも配布されます。子どもがパンフレットを家庭に持ち帰ったときは、「子どもの権利」について、一緒に考えてみませんか。



## 大人が取り組むことは？

私たち大人が取り組むことは、「子どもの権利」を正しく理解し、子どもの気持ちをしっかりと受け止め、一緒に考えたり、体験させたり、子どもの成長の芽を摘み取らずに成長させることです。

子どもの意見に耳を傾け、「子どもにとって最も良いことは何か」を、しっかりと考えることが大切です。常に子どもの言うことを受け入れなければならないということではなく、子どもの意見が間違っていると思ったときは、子どもを正しく教え導いていくことが求められます。子どもの意見に耳を傾け、「子どもにとって最も良いことは何か」をしっかりと考えることが大切です。それは、子どもにとって、良いこと・悪いこと、社会のルールについてきちんと教えてもらう、豊かに育つ権利にもつながります。

## 遊ぶ権利

子どもにとって、「遊び」は生まれながらに持っている能力を伸ばすのに欠かせないものです。外で思い切り体を使って遊ぶことで基礎体力が発達し、五感が刺激され、友達との関わりの中で豊かな感性や社会性が発達します。遊びや体験で得られる子どもの自尊感情は、生きる力や困難を乗り越える力の源になるといわれています。市では、プレーパークや子どもの居場所づくりなどを通じて、子どもの「遊び」を応援しています。



東郷での出張プレーパークの様子。子どもは遊びを通して成長します

## 洗車だけでもお気軽に

コーティング洗車 972円

(毎日女子割 864円)

ポリマー系コーティング剤がボディを保護！  
汚れがつきにくく、雨の日もツルツル安心！

シャンプー洗車 648円 (女子割 540円)

吉井商事株式会社 東郷店 森林都市店



## 無料相談会

保存版

遺言・相続・成年後見・公正証書の相談や  
官公署への書類の作成手続き等

【日時】11月22日(日)/平成28年1月24日(日)/3月27日(日)  
13:00~16:00 ※予約不要

【場所】東郷地区コミュニティ・センター/小会議室  
お気軽にご相談ください。 ※連絡先 0940-33-3156 (白木)

主催：福岡県行政書士会福岡北支部